

公共的自転車駐車場整備運営基準

1 整備基準

(1) 整備台数

- ・下表の台数以上で整備すること。

区画種別	整備台数
自転車	500 台
バイク (125 cc以下)	200 台

(2) 自転車とバイクの駐車区画は、明確に分けることとする。

(3) 通路

- ・通路の交通量から主線と支線を判断し、適切な道路幅員を確保する。各通路幅員は、下表の値以上とし、通路の設置位置や形状等については、利用者や第三者の安全に特に留意した計画とするとともに、出入りの処理能力を十分確保した利便性の高い計画にするものとする。

通行する車種	主線通路	支線通路
自転車	1.5 m	1.3 m
バイク (125 cc以下)	2.0 m	1.5 m

(4) 出入口

- ・出入口は最低2か所設けることとし、1か所は車両の出入庫を考慮した「自転車等出入口」とし、もう1か所は利用者だけの出入りを考慮した「歩行者出入口」とする。
- ・出入口の配置は、導線や敷地形状等を考慮して「歩行者出入口」を目的地（駅等）側に配置し、「自転車等出入口」を反対側に配置することを標準とする。
- ・出入口の位置については、近隣の居住環境を阻害しないように十分留意し、事業実施に際して、事前に道路管理者及び交通管理者と協議するものとする。

(5) 駐車区画

- ・自転車等の標準的な駐車ますの大きさは、下表の値以上を原則とする。ただし、ラック等の設備を設置する際には、ラック等のメーカーが推奨する寸法以上とすること。

通行する車種	長さ	幅
自転車	1.8 m	0.4 m
バイク（125 cc以下）	1.8 m	0.6 m

（6）照明施設等

- ・自転車駐車場には、利用者の安全性の確保、自転車駐車場の適正な管理及び盗難防止等の防犯の観点から、照明施設及び防犯カメラを適切に設置すること。

（7）案内板等

- ・公共的自転車駐車場としての適正な利用を促すため、自転車駐車場の利用案内や連絡先等を記した案内板や表示板を視認性が高い場所に配置すること。

（8）仮設駐輪場

- ・施設整備にあたっては、現駐輪場の西側（春日原上大利線向かい）の国有地活用を検討中（大字上大利 398 番 16、大字白木原 317 番 5、大字白木原 407 番 3）。

2 管理運営基準

（1）利用時間等

- ・利用時間は、24時間開放を原則とし、利用者が安全に、かつ、安心して自転車駐車場を利用できるよう、場内の整理・清掃を適切に実施すること。

（2）利用形態

- ・自転車及びバイク（125 cc以下）ともに、定期利用枠と一時利用枠を用意すること。
- ・公共用自転車駐車場運用開始後の利用形態の台数配分は、需要に応じて対応することとする。

（3）利用料金

- ・不特定多数の者が公平に利用できる料金体系とすること。
- ・利用料金の設定については、西鉄高架下に整備予定の自転車駐車場の料金に比して、著しく均衡を失しない料金体系を本市に提案し、あらかじめ、本市の了承を得るものとする。料金体系を変更する場合も同様とする。